

静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱及び要領の制定について

(廃棄物リサイクル課)

1 概要

要綱名 静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分要綱
要領名 静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る行政処分実施要領
施行時期 令和3年2月25日

2 制定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下、PCBという）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、PCB特措法）に基づき、静岡県が行う不利益処分（行政処分）の基準と事務手続を明確にすることにより、行政処分の公正を保ち、その透明性の向上を図るとともにPCB廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

3 要綱・要領で規定する行政処分フロー



4 制定の内容

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物所有者に対する、改善命令・代執行の基準を規定する。
- (2) 改善命令及び代執行の事務手続を規定する。
- (3) 改善命令を行った際の弁明の機会を付与する。
- (4) 改善命令を行ったときの事実の公表を規定する。
- (5) 手続の細目は要領に規定する。

要綱	<ul style="list-style-type: none">・目的（第1条）・定義（第2条）・改善命令及び代執行の定義（第3条）・改善命令及び代執行の処分基準（第4条）・改善命令の発出（第5条）・改善命令を行う際の弁明の機会の付与（第6条）・代執行の実施（第7条）・改善命令の公表（第8条）・手続の細目を要領に規定（第9条）
要領	<ul style="list-style-type: none">・目的（第1条）・報告徴収、立入検査等の実施（第2条）・報告徴収、立入検査の対象となる物（第3条）・報告徴収、立入検査の内容（第4条）・改善命令の発出方法（第5条）・改善命令の履行確認方法（第6条）・弁明の機会の付与通知方法（第7条）・所有者不明の場合における代執行公告方法（第8条）

5 施行日

令和3年2月25日（予定）